

## 修了試験に係る要件について（案）

### 1 修了試験の実施者について

- 各講習機関とする。

### 2 受験者の範囲

- 講義を一部受講できなかった者については、補講やレポートの提出等の講習機関が設けた講義の代替措置を受けた場合には、修了試験を受験できることとする。

### 3 試験内容

- 試験の内容については、講習内容を理解しているか否かを評価する観点から、学科試験（Ⅰ及びⅡ）及び実技試験（Ⅲプレゼンテーション及びⅣ実践プランの作成等）で実施することとする（なお、Ⅲプレゼンテーション及びⅣ実践プランの作成は講義で提出したものによる評価も可能とする。）。

### 4 合格基準

- 記述式又は論述式による出題等については、採点方法を明確かつ客観的なものとする。
- 出題形式、出題数、難易度等を勘案し、適正な合格基準を設定する。
- 特定の分野における理解度、習得度が著しく低い場合は合格としない。

### 5 修了試験の免除について

- 講習科目の一部を免除された者については、修了試験の際に当該科目の試験を免除してもよいのではないか。

### 6 修了証について

- 講習機関は、講習修了者に対し、修了証の発行を行うこと。
- 修了証の様式（案）は次のとおり統一する。

(案)

修了証

第 号

住 所  
氏 名  
生年月日

上記の者は、「労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)第〇〇条第〇号〇の規程に基づき、厚生労働大臣が定める講座を定める件(平成〇〇年厚生労働省告示第〇〇号)」に規定する仕事と生活の調和に関する専門家の養成に資するものとして厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了したことを証する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

講習機関名  
所在地  
講習機関の長

印